大府市公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

愛知県大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第30号

大府市公告式条例の一部を改正する条例

大府市公告式条例(昭和45年大府市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定により掲載する条例には市長名の記入をもって署名に代えることができる。

第2条第2項中「大府市役所前告示板に掲示して」を「原則として、市公式ウェブサイトに掲載して」に改める。

第3条を次のように改める。

(規則の公布)

- 第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規則にこれを準用する。

第4条第1項中「記入して、市長印を押さなければならない」を「記入しなければならない」に改める。

第5条を次のように改める。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 前条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他市の機関の定める規則で公表を要するもの及び市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大府市監査委員に関する条例の一部改正)

2 大府市監査委員に関する条例(昭和45年大府市条例第9号)の一部を次のように改正 する。

第10条中「に規定する告示板に掲示して」を「の規定の例により」に改める。

(大府市財政状況の公表に関する条例の一部改正)

3 大府市財政状況の公表に関する条例(昭和45年大府市条例第35号)の一部を次のよう に改正する。

第1条中「公表」を「の公表」に改める。

第4条第1項中「に定める規定により」を「の規定の例により」に改める。

(大府市税条例の一部改正)

4 大府市税条例(昭和45年大府市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第20条中「大府市公告式条例(昭和45年大府市条例第2号)第2条に規定する掲示場」を「大府市役所前告示板」に改める。

(大府市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

5 大府市職員の退職手当に関する条例(昭和50年大府市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「大府市公告式条例(昭和45年大府市条例第2号)第2条第2項に規定する告示板」を「大府市役所前告示板」に改める。

(大府市都市公園条例の一部改正)

6 大府市都市公園条例(昭和61年大府市条例第3号)の一部を次のように改正する。 第11条の3第1項中「に規定する告示板に掲示して」を「の規定の例により」に改め る。